

西ノ島町雇用充足促進事業
委託業務仕様書

令和7年5月
西ノ島町 政策企画課

西ノ島町雇用充足促進事業委託業務 仕様書

西ノ島町

1. 委託名および場所

- (1) 委託名 西ノ島町雇用充足促進事業委託業務
- (2) 委託場所 西ノ島町内及び首都圏

2. 事業の目的・趣旨

本町では、第6次西ノ島町総合振興計画及び西ノ島町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、新しい人の流れをつくるため様々な移住施策に取り組んでいる。

本事業では、人口減少による人材不足や高齢化等による担い手不足への対応するため、首都圏の島暮らしに関心のある 20～40 歳代を対象に、西ノ島での仕事と余暇を体験する場を創出するマッチングツアーを実施し、移住・定住を促進することを目的に実施する。

3. 業務の実施

- (1) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。
- (2) 受託者は、本業務の実施にあたり、関係法令、条例及び規則を遵守すること。
- (3) 受託者は、本事業の実施においては西ノ島町の現況や制度等の特色を理解し、この業務を遂行する能力を有した者を責任者として配置し、本事業の遂行に十分な人員を確保すること。
- (4) 契約期間中は、本事業の進行状況を随時報告し、WEB 会議システム等を活用して定期的な打合せを実施し、西ノ島町から事業の遂行に当たり協議を求めた場合は、速やかに西ノ島町に職員を派遣できる等、対応できる体制を整えること。
- (5) 受託者は、本業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (6) 受託者は、本業務の履行に当たり実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに委託者に報告して協議を行い、その指示を受けること。
- (7) 受託者は、本業務の履行に当たり発生した障害や事故については、大小にかかわらず委託者に報告して指示を仰ぐとともに、早急に対応するものとする。

4. 業務内容

企画提案書の提案内容及び協議により、業務は確定する。

(1) マッチングツアーの造成・実施・運営

首都圏に在住する島暮らしに関心のある 20～40 歳代の者を対象として、西ノ島町での暮らしや子育て環境を体験し、移住・定住後の生活等をイメージするとともに、本町で雇用を求めている事業等とのマッチングを図ることで雇用対策へつなげるためのマッチングツアー（2泊3日）の造成・実施・運営に係る一切の業務を行う。

① マッチングツアーの造成

i 開催日程予定

令和7年9月1日から令和7年11月30日までを予定として開催すること。

ii 開催規模

島暮らしに関心の高い20～40歳代の者を対象として、参加定員は6名とする。また、同行するスタッフは最大5名とする。なお、最小催行人数は5名を下回ることがないように募集することとし、催行回数は4回とする。

iii 内容

西ノ島町での就業と暮らし等を体験でき、地域住民等との交流も含めた移住後の姿をイメージできるようなツアーとすること。なお、職種を限定しないツアーを2回、以下の職種を限定するツアーを2回、それぞれ催行することとする。

【職種を限定するツアー】

ツアーの参加者が医療福祉系の資格を有する者（在学中などで資格を有する予定のある者を含む）、また、医療福祉系の事業所等に従事する者（従事することを希望する者を含む）に限定したツアー

iv 町内事業者等との調整

ツアー造成にあたり、就業体験や交流体験のための本町事業者等の調整等について、事務局と連携しながら、実施すること。

v 参加費

交通費、食費、宿泊費等に係る経費の一部を参加者より参加費として徴収すること。その他の経費について徴収する場合は、本町と協議すること。

② マッチングツアー運営に必要な一切の業務の遂行

参加者の募集、申込の受付、旅行契約の締結、参加費の徴収、謝礼等の支払い、添乗員の手配と調整、参加者アンケート調査等に係る一式の業務を行うこと。

(2) マッチングツアーの広報・告知

首都圏での島暮らしに関心の高い20～40歳代の者に参加いただくため、効果的な開催告知及び募集を行うこと。なお、告知と募集については、紙媒体やWEBを有効的に活用することのほか、参加希望者に対する事前説明会等を実施する等、独自のノウハウや手法を活用した効果的な方法を用いて、確実な集客に努めること。

(3) マッチングツアー後のフォローアップ

マッチングツアー終了後には、本町及びツアーへの参加者の意見を把握し、結果を分析の上、報告すること。また、参加者への継続的な本町の情報発信やニーズ調査を行い、本町に報告を行い、参加者のフォローアップを行うこと。

5. マッチングツアーについての留意事項

(1) ツアーの中止

申込者が最小催行人員に達しないなどの理由で、ツアーを中止した場合は、中止に伴って発生した経費は受託者の負担とする。その場合は、委託料の範囲内で再度ツアーを企画し実施するものとし、それに伴う経費の増額は受託者の負担とする。

(2) 安全管理

- ① 訪問先との事前打ち合わせや現地確認を行い、プログラムの内容、活動の場所、ルート等に危険がないこと及び安全対策、感染症対策の内容を確認し、参加者及び関係者の安全確保を徹底すること。
- ② 体験や活動を行う際には、火の取り扱いへの注意喚起や安全対策のために必要な装備の着用を徹底すること。
- ③ 受託者は、参加者を以下の補償以上の旅行保険に加入し、後日契約書を提出すること。

- i 死亡・後遺障害：750 万円以上
- ii 入院保障日額：5,000 円以上
- iii 通院保証日額：1,500 円以上
- ④ 飲食物の衛生管理を徹底するとともに、参加者への食物アレルギーの事前調査を行い、対応を行うこと。
- ⑤ 管理責任者以外で、通常連絡及びツアー実施時、また緊急連絡時に連絡がつく副担当を1名以上つけること。

(3)その他

- ① 屋外活動を取り入れる場合は、雨天・荒天時に備えて代替プログラムを用意すること。
- ② 欠航等により、ツアー参加者等の延泊等が生じた場合の費用は受託者の負担とする。

6. 業務に必要な届出書類

(1) 業務着手時に次の関係書類を提出し、委託者の承認を受けること。

- ① 業務着手届及び現場代理人等届
- ② 業務計画書

(2) 業務完了時に次の関係書類を提出し、委託者の完了検査を受けること。

- ① 業務完了届
- ② 成果品提出すべき成果品及び部数は以下のとおりとする。

i 報告書紙媒体 5 部

ii 電子媒体 C D - R 1 式 (報告書等)

※電子媒体については、ワード等で作成したものと、上記 (i) を P D F 化したものを作成

※写真データ (J P E G ファイル等) は、上記とは別にまとめて電子データで提出すること。

※撮影した写真等は、WEB サイト及び SNS、その他広報資料等において使用する旨を参加者に伝え、あらかじめ承諾を得ておくこと。

7. 契約期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 15 日まで

8. 業務履行の確認及び支払い条件

支払の請求に当たっては、第 6 項 (2) に掲げる関係書類を提出し、検査担当職員の完了検査を受けること。また、支払いは業務完了後一括払いとし、受託者は完了検査を受けた後委託料を請求すること。委託者は請求日から 30 日以内に支払うものとする。

以上